

平成18年12月20日 施行
平成20年 4月25日 一部改正

羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会 会則

(名 称)

第1条 本会は、「羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、羽田再拡張D滑走路建設工事に使用する山砂の運搬に関し、千葉県、千葉県警察、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地整」と言う。）、同省関東運輸局千葉運輸支局、羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体（以下、「D滑走路JV」と言う。）および羽田空港山砂納入安全協議会（以下、「協議会」と言う。）が相互に連携し、安全かつ環境に配慮した山砂の運搬に資することを目的とする。

(委 員)

第3条 本会は、別紙委員をもって構成する。なお、委員を交代する場合は、遅滞なく本会に報告しなければならない。

(会 議)

第4条 本会は、協議の必要な事案が生じた場合に随時開催する。

2 本会の招集は、事務局が千葉県と調整の上行う。

(業 務)

第5条 本会は、次の事項について協議するとともに、その結果に基づき協議会を指導する。

- 1) 運搬ルール/ルート
- 2) 交通安全対策
- 3) 環境・道路保全対策
- 4) クレーム処理
- 5) その他（地域社会への貢献等）

2 本会の業務範囲は、山砂の採取場からストックヤードへの運搬および仮置、岸壁における土砂運搬船への積み込みまでとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、関東地整、D滑走路JVおよび協議会に置き、相互に連携して会員相互および関連団体との連絡調整、会議の運営、その他庶務全般を行う。

2 関東地整の事務局は、東京都大田区羽田空港3-3-1に置く。

3 D滑走路JVの事務局は、東京都江東区青海2丁目地先、中央防波堤外側埋立地（その1）に置く。

4 協議会の事務局は、木更津市潮見4-18-8に置く。

(会則の改廃)

第7条 この会則の改廃は、委員による会議の決議による。

羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会 委員

| | | |
|-----|-------|----------------------|
| 千葉県 | 総務部 | 南房総県民センター所長 |
| 千葉県 | 環境生活部 | 環境政策課長 |
| 同 | 同 | 大気保全課長 |
| 同 | 同 | 生活・交通安全課長 |
| 同 | 商工労働部 | 保安課長 |
| 同 | 同 | 企業立地課長 |
| 同 | 県土整備部 | 次長 |
| 同 | 同 | 県土整備政策課長 |
| 同 | 同 | 技術管理課長 |
| 同 | 同 | 道路環境課長 |
| 同 | 同 | 港湾課長 |
| 同 | 同 | 千葉地域整備センター 市原整備事務所長 |
| 同 | 同 | 同 千葉港湾事務所長 |
| 同 | 同 | 君津地域整備センター所長 |
| 同 | 同 | 君津地域整備センター 木更津港湾事務所長 |

| | | |
|---------|---------|------------|
| 千葉県警察本部 | 交通部 | 交通企画課長 |
| 同 | 同 | 交通指導課長 |
| 同 | 同 | 交通規制課長 |
| 同 | 同 | 高速道路交通警察隊長 |
| 千葉県警察 | 木更津警察署長 | |
| 同 | 君津警察署長 | |
| 同 | 富津警察署長 | |

| | |
|------|--------|
| 木更津市 | 企画部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 市原市 | 環境部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 君津市 | 経済部長 |
| 同 | 建設部長 |
| 富津市 | 経済環境部長 |
| 同 | 建設部長 |
| 袖ヶ浦市 | 環境経済部長 |
| 同 | 土木部長 |

| | |
|---------|---------------|
| 関東地方整備局 | 東京空港整備事務所長 |
| 同 | 港湾空港部 港湾空港企画官 |

関東運輸局 千葉運輸支局長

東日本高速道路(株) 関東支社 東京湾アクアライン管理事務所長

| | |
|--------------------|-------|
| 羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体 | 現場代理人 |
| 同 | 工事長 |

| | |
|---------------|---------|
| 羽田空港山砂納入安全協議会 | 会長 |
| 同 | 活動実行委員長 |